

令和5年度 近畿地方整備局(港湾空港関係) 総合評価落札方式の新たな取り組み説明会資料

令和5年3月27日

近畿地方整備局 港湾空港部





資料構成

| | |
|---|----|
| 1. 実施方針 | |
| 1-1 新・担い手3法(品確法と建設業法・入契法の一体的改正)について | 2 |
| 1-2 令和5年度直轄港湾事業の実実施方針と取組(国土交通省港湾局) | 3 |
| 1-3 令和5年度 総合評価落札方式における入札契約時の新規取組概要 | 4 |
| 1-4 令和5年度 総合評価落札方式における入札契約時の継続取組概要 | 5 |
| 2. 新たな取り組みについて | |
| 2-1 総合評価落札方式の適用タイプについて | 6 |
| 2-2 施工能力評価型(I型)【施工計画重視型】の評価基準の改訂について(1/2) | 7 |
| 2-3 施工能力評価型(I型)【施工計画重視型】の評価基準の改訂について(2/2) | 8 |
| 2-4 民間資格の活用について | 9 |
| 2-5 「オーバースペック等」の一部項目の見直し(1/2) | 10 |
| 2-5 「オーバースペック等」の一部項目の見直し(2/2) | 11 |



1-1 新・担い手3法(品確法と建設業法・入契法の一体的改正)について

令和元年6月改正

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

○発注者の責務

- 適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮)
- 施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- 適切な設計変更
(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者(下請含む)の責務

- 適正な請負代金・工期での下請契約締結

推進
働き方改革の推進

○発注者・受注者の責務

- 情報通信技術の活用等による生産性向上

推進
生産性向上への取組

○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

追加
災害時の緊急対応強化
持続可能な事業環境の確保

追加

○調査・設計の品質確保

- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

○工期の適正化

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者:補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- 主任技術者(下請):一定の要件を満たす場合は配置不要

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>



1-2 令和5年度直轄港湾事業の実施方針と取組(国交省港湾局)

「働き方改革」「担い手育成・確保」「生産性の向上」の3本柱

①働き方改革

- 1)概略工程表の開示(「概略工程表開示」試行工事)【見直し】
- 2)工事工程表の提示【見直し】
- 3)業務工程の管理【見直し】
- 4)施工条件チェックリストの明示【継続】
- 5)荒天リスク精算型試行工事【継続】
- 6)「休日確保評価型」試行工事【継続】
- 7)「休日確保評価型」試行工事(工期指定型)【拡大】
- 8)工事書類の削減【継続】
- 9)業務書類の削減【継続】
- 10)オンライン電子納品【継続】
- 11)工事における電子検査の推進【継続】
- 12)遠隔臨場の実施(工事・業務)【継続】
- 13)年度末への工期末・履行期限の集中回避【継続】

②担い手育成・確保

- 1)工事現場における働きやすい職場環境の整備(成績評定)【継続】
- 2)工事現場における担い手育成活動の実施(成績評定)【継続】
- 3)ワークライフバランス等推進企業の評価【継続】
- 4)登録資格等の積極的活用(総合評価)【拡大】
- 5)港湾工事における作業船保有状況の評価(総合評価)【継続】
- 6)港湾工事における地元作業船活用に対する評価(総合評価)【継続】
- 7)災害活動への表彰・感謝状に対する評価(総合評価)【継続】
- 8)海外インフラプロジェクト技術者の評価(総合評価)【継続】
- 9)配置予定技術者の実績要件の緩和(総合評価)【新規】
- 10)「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行(成績評定)【継続】
- 11)建設キャリアアップ(CCUS)モデル工事の実施(成績評定)【継続】
- 12)諸経費検証モデル工事【継続】

③生産性の向上

- 1)ICT 基礎工・ブロック据付工【継続】
- 2)ICT 本体工【継続】
- 3)作業船と潜水作業との連携向上モデル工事及び潜水作業の見える化向上モデル工事【継続】
- 4)ICT 施工の推進に向けた出来形計測に係るデータ収集を目的としたモデル工事【新規】
- 5)安全対策にICT を活用する試行工事【新規】
- 6)BIM/CIM の活用(工事及び業務)【拡大】
- 7)プレキャスト導入試行工事・業務の実施【新規】
- 8)発注時期の平準化管理【継続】
- 9)配置予定技術者の実績要件の緩和(総合評価)【新規】
- 10)中小企業向けICT 活用施工管理モデル工事(成績評定評価)【拡大】
- 11)業務におけるテレビ・web会議による打合せ・検査【継続】



| | 働き方改革 | 担い手育成・確保 | 生産性の向上 |
|---|--|--|--|
| 新 | 「施工能力評価型Ⅰ型:施工計画重視型」として発注を行っていたタイプのうち、中小企業が参加者に含まれる規模・難易度の工事について、施工計画の“可・否”のみで評価するより簡易な、「施工能力評価型Ⅰ型」での発注を拡大し負担軽減を図る。(工事) | 潜水作業を行う工事における的確な施工、品質の向上及び安全性の向上を図る目的で、民間資格である「港湾潜水技士(特別又は1級)」の保有を加点対象とする。(工事) | 「オーバースペック等」の項目のうち「グラブバケットに付属物を付ける提案」について提案を評価する試行工事を実施(工事) |
| 規 | 「施工能力評価型Ⅰ型:施工計画重視型」として発注を行っていた工事について、施工能力の判定のために工程計画の提出を求めていたが、それを廃止し負担軽減を図る(工事) | | 「オーバースペック等」のなかの「標準的項目」として評価しない提案として、浚渫・床掘における「土運船の接舷位置に関する提案」を加えることで、新たな技術提案の創出を募る(工事) |



1-4 令和5年度 近畿地方整備局(港湾空港部門)の総合評価落札方式における取組

(継続)

| | 働き方改革 | 担い手育成・確保 | 生産性の向上 |
|--------|--|---|---|
| 継 続 | 「オーバースペック等」の項目のうち「コンクリートの養生方法」についての過去に承諾された実績の確認を緩和する試行工事の実施(工事) | 技術者の要件を緩和した「通信設備チャレンジ型」の試行を実施(工事) | 「施工能力評価型」のうち施工計画重視型及び「技術提案評価型」について、生産性向上等に資する提案を高く評価する試行工事をそれぞれ1件ずつ実施(工事) |
| | | 地元作業船活用に対する加点評価を行う試行工事の実施(工事) | 「オーバースペック等」の項目のうち「グラブバケットの形状に関する提案」について提案を評価する試行工事を実施(工事) |
| | | 海外インフラプロジェクト技術者の加点評価(工事、業務) | 「オーバースペック等」の項目のうち「資機材運搬船に安全監視機器等を設置(配布を含む)」を削除する(工事) |
| | | 国土交通省登録資格のうち専門性の高い資格については、専任配置の緩和及び単独保有での「A」評価化(技術士との複数保有の場合には追加加点評価)(業務) | |
| | | 業務における災害協定に基づく対応への感謝状等への加点評価(業務) | |



2-1 総合評価落札方式の適用タイプについて

対象: 令和5年4月1日以降公告の工事

国土交通省港湾局

「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

二極化後(平成25年度以降)

| | | ※1 | | ※2 | | ※3 | | 以下は※1をベースに作成 | | | | | | | | | | | |
|------------------------|-----|----|-----|------|-----|----|-----|--------------|----|---|----|--------------------------|---|----|-----|----|---|----|--------------------------|
| | | W | T | W | T | W | T | | | | | | | | | | | | |
| | | O | 6.0 | O | 6.0 | O | 6.0 | | | | | | | | | | | | |
| 工事規模 (予定価格 (億円)) | 本官 | A | 2.5 | A | A | I | II | III | IV | V | VI | 技術提案 評価S型 | | | | | | | |
| | | | 2.0 | | | | | | | | | | A | | | | | | |
| | | B | 1.2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 分任官 | B | 0.9 | B | A | | | | | | | | I | II | III | IV | V | VI | 技術提案 評価S型 又は A型 |
| | | | C | 0.5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | C | | 0.37 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 技術提案 評価S型 又は A型 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | I | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 工事技術的難易度 | | | | | | | |

- ※1 港湾土木、港湾等しゅんせつ、空港等土木
- ※2 空港等舗装工事
- ※3 港湾等鋼構造物工事

左記のガイドラインに基づいて工事規模、難易度などにより技術提案評価型S型と施工能力評価型I型の一部を「施工能力評価型I型: 施工計画重視型」として発注を実施している。



今般、これまで「施工能力評価型I型: 施工計画重視型」として発注を行っていたタイプについて、中小企業が参加者に含まれる規模難易度の工事については、施工計画の採点ではなく、“可・否”のみで評価するより簡易な、「施工能力評価型I型」での発注を拡大する。



受発注者の総合評価に係る負担の軽減



2-2 施工能力評価型(I型)【施工計画重視型】の評価基準の改訂について(1/2)

対象:令和5年4月1日以降公告の工事

■ 工程計画の提出を不要にする見直しを全件で実施(受発注者の負担軽減)

現状

| | | | | |
|------|-------|-------------------------------|--|----|
| 工程計画 | ③工程計画 | 概略の施工手順等が確認できるよう簡略に記述するものとする。 | <p>①評価については、工事内容、現地条件等を踏まえ、記載された工程計画を2段階で評価する。</p> <p>②工程計画において著しく不適切な記載がある場合、施工計画全体を不適切とする。</p> | 8点 |
|------|-------|-------------------------------|--|----|



提出不要



配点

| | |
|------------|-----------------|
| 施工上配慮すべき事項 | 12点 (6点×2項目) |
| 工程計画 | 8点 |



新配点 (案)

| | |
|------------|------------------|
| 施工上配慮すべき事項 | 20点 (10点×2項目) |
|------------|------------------|



2-3 施工能力評価型(I型)【施工計画重視型】の評価基準の改訂について(2/2)

対象: 令和5年4月1日以降公告の工事

■ 工事の評価基準に新たな観点を加えた評価の取組を数件試行(評価点も見直し)

施工上配慮すべき事項

【◎=6点】、【○=4点】、【△・-・×:0点】の3段階評価を行う。

| 評価 | 配点 | 評価基準 | 通知 |
|----|----|--|---|
| ◎ | 6点 | 留意点の重要性及び対応策的的確性が高い | ○: 可(加点評価する、実施義務あり) |
| ○ | 4点 | 留意点の重要性及び対応策的的確性がある | |
| △ | 0点 | 留意点の重要性は劣るが対応策的的確性がある | △: 否(加点評価しない、実施義務あり) |
| - | 0点 | 留意点の重要性及び対応策的的確性が劣り、当局標準仕様での施工を求めるもの。 | -: 否(加点評価しない、実施義務なし) ※設計図書に示された施工方法での施工を求める |
| × | - | <ul style="list-style-type: none"> 支障等があるため予め履行を求めないもの 不適切である 法令違反に該当する場合 設計図書に明示されている仕様を満たしていない場合 | ×: 否(提案と見なさない、実施不可) |

現状: 当該工種を円滑かつ的確に実施するため、現場状況、気象条件、周辺環境等を踏まえた留意点と留意点の克服または解決するための対応策について記載
→ ほとんどの参加者が満点となり評価に差がつきにくい状況



施工上配慮すべき事項

【◎=10点】、【○=7点】、【△・-・×:0点】の3段階評価を行う。

| 評価 | 配点(案) | 評価基準 | 通知 |
|----|-------|--|---|
| ◎ | 10点 | 留意点の重要性及び対応策的的確性があり <u>かつ対応策について生産性の向上や施工上の工夫の記述がある。</u> | ○: 可(加点評価する、実施義務あり) |
| ○ | 7点 | 留意点の重要性及び対応策的的確性がある | |
| △ | 0点 | 留意点の重要性は劣るが対応策的的確性がある | △: 否(加点評価しない、実施義務あり) |
| - | 0点 | 留意点の重要性及び対応策的的確性が劣り、当局標準仕様での施工を求めるもの。 | -: 否(加点評価しない、実施義務なし) ※設計図書に示された施工方法での施工を求める |
| × | - | <ul style="list-style-type: none"> 支障等があるため予め履行を求めないもの 不適切である 法令違反に該当する場合 設計図書に明示されている仕様を満たしていない場合 | ×: 否(提案と見なさない、実施不可) |

施工の効率化や情報通信技術(ICT)の活用等によって次のいずれかに資する記述がある場合に満点評価とする

- ・生産性の向上
- ・品質の向上
- ・安全性の向上

試行案: これまでの観点に加えて、施工の効率化やICTの活用等によって生産性、品質または安全性の向上に資する留意点とその対応策についての記載が読み取れる場合に満点評価
→ これまでと同様の記載は次点評価



2-4 民間資格の活用について

対象: 令和5年4月1日以降公告の工事

- 潜水作業を行う工事で、潜水作業の的確な施工と品質向上及び安全性向上を図るため、現場従事者の**港湾潜水技士(特別又は1級)**資格の保有を加点対象とする。

(二級以下は評価対象外)

従来の加点

| 技術評価項目 | | 評価基準 | | 配点 | |
|------------|---------|---------------------------------|----------------------|------------------------|---|
| | | | | 施工能力評価型 I型【標準型】、II型 | 技術提案評価型 SI型・SII型 施工能力評価型 I型【施工計画重視型】 |
| 企業の 能力等 | 技術者等の配置 | 登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの配置の有無 | 登録基幹技能者 | 2点 | 1点 |
| | | | 建設マスター 建設ジュニアマスター | | |



新加点(案)

| 技術評価項目 | | 評価基準 | | 配点 | |
|------------|---------|---|----------------------|------------------------|---|
| | | | | 施工能力評価型 I型【標準型】、II型 | 技術提案評価型 SI型・SII型 施工能力評価型 I型【施工計画重視型】 |
| 企業の 能力等 | 技術者等の配置 | 登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスター、 港湾潜水技士 の配置の有無 | 登録基幹技能者 | 2点 | 1点 |
| | | | 建設マスター 建設ジュニアマスター | | |
| | | | 特別港湾潜水技士 | | |
| | | | 一級港湾潜水技士 | 1点 | 0.5点 |



2-5 「オーバースペック等」の一部項目の見直し(1/2)

対象：令和5年3月13日総合評価委員会です承後に公告する工事

工事の総合評価方式における技術提案については、「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について」において、オーバースペック、標準的項目及び承諾が必要な項目の3項目に分類し、評価しない技術提案の事例を公表している。

220401

オーバースペック等の理由により評価しない 技術提案の事例の公表について (総合評価落札方式)

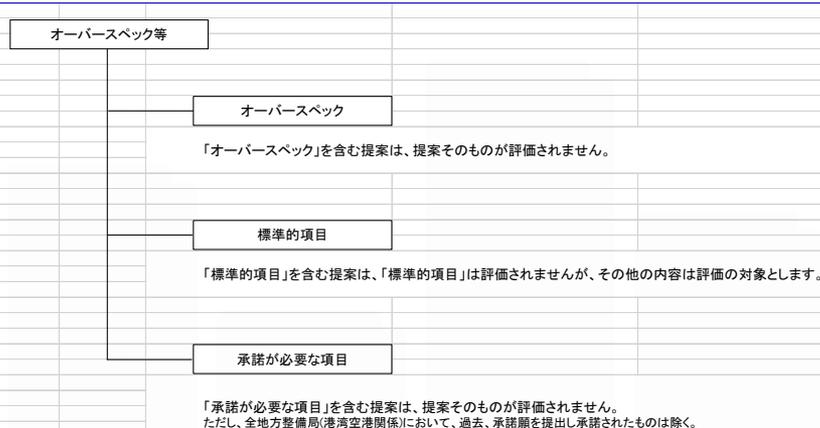
国土交通省近畿地方整備局(港湾空港関係)が発注する総合評価落札方式を適用する工事において、評価しない技術提案の事例を公表します。

なお、本事例に記載がないものでも、オーバースペック等と判定し、評価しない場合があります。

また、個別の工事においても、評価しない項目について、入札説明書等で示している場合がありますので、併せてご確認下さい。

令和4年4月

近畿地方整備局 港湾空港部



【改訂履歴】

| 改訂日付 | 改訂箇所 | 改訂内容 |
|-----------|---------------|------|
| 令和4年4月1日付 | オーバースペックNo.27 | 削除 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

■建設業団体との意見交換による要望と総合評価落札方式における技術提案の状況を反映

- オーバースペック等の理由により評価しない項目事例の中には、生産性の向上や働き方改革に資する技術等が含まれているとの意見を反映。
- 相当程度一般化した施工上の工夫を「標準的項目」に追加。

1. 下記の項目を「標準的項目」に追加する 対象：全浚渫工事

見直し理由)近年の浚渫工事における「工事目的物の性能・機能の向上に関する項目」についての指定テーマ「確実に効率的な浚渫方法・施工管理に関する工夫とその効果」に対する提案において、すべての競争参加者が当該工夫に類する提案実績が見られたことから相当程度一般化したと判断したため。

標準的項目

| 新No | 工種区分 | 分類 | 評価しない項目 | 評価しない具体例等 | 備考 |
|-----|-------|-------|----------------|--|----|
| 170 | 浚渫・床掘 | 標準的項目 | 土運船の接舷位置に関する提案 | 土運船を浚渫船の前方に接舷しブーム旋回角度を低減することにより土砂積込時間を短縮 | |

2. 下記の項目を「オーバースペック」とせず提案を評価する試行を行う 対象：令和5年度1件程度

見直し理由)生産性向上の観点から浚渫効率の向上や技術開発を促すため。提案内容を確認・精査し今後の展開を検討予定。ただし、費用がかかる、同じような提案内容に偏るなどの場合は再検討を行う

オーバースペック

| 新No | 工種区分 | 分類 | 評価しない項目 | 評価しない具体例等 | 備考 |
|-----|-------|----------|-------------------|---------------------|----|
| 12 | 浚渫・床掘 | オーバースペック | グラブバケットの形状に関する提案 | 密閉バケットや平バケット等を用いる提案 | |
| 13 | 浚渫・床掘 | オーバースペック | グラブバケットに付属物を付ける提案 | 調整ユニット等による余水の低減 | |